

海津市市民プール指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月
海 津 市

目 次

番号	タイトル	ページ
第1	施設の概要	3
第2	募集の内容	5
第3	募集から決定までのスケジュール	10
第4	申請に係る事項	10
第5	指定管理者候補者の選定手続き	14
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	16
第7	公租公課の取扱い	16
第8	その他留意事項	16
第9	様式・添付資料	17
第10	問い合わせ先	17

海津市（以下「市」という。）は、海津市市民プール（以下「本プール」という。）の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法及び海津市体育施設条例（以下「体育施設条例」という。）に基づき、以下のとおり本プールの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第Ⅰ 施設の概要

Ⅰ 施設の名称

海津市市民プール

Ⅱ 施設の所在地

海津市海津町萱野204番地Ⅰ

Ⅲ 設置年月日

平成2年7月9日

Ⅳ 設置目的

本プールは、市民の健康増進及び体力の維持・向上を図るとともに、生涯にわたリスポーツに親しむ機会を提供し、地域における交流を促進することを目的として設置したものです。

Ⅴ 施設の概要

構 造	鉄筋コンクリート造（屋根鉄骨折板葺）3階建
敷地面積	17,838.11㎡
建築面積	1,597.01㎡
延床面積	3,160.43㎡
施 設	屋内1階 ・事務室1、救護室1、指導員控室1、研修室1 ・体操室1、トレーニング室1、ロッカー室2 ・シャワー室2、更衣コーナー2、自販機コーナー 屋内2階 ・25mプール8コース 水深1～1.2m ・子ども用プール（2.5m半円・2.0m半円）水深0.6m

	・幼児用プール(4m×6m)水深0.4m ※南面 アルミシェルター(L21m×H6m×D5.8m) FRP製床暖房 ・指導員室Ⅰ、採暖室Ⅰ 屋内3階 ・見学室Ⅰ 屋外 ・ウォータースライダー(L50m×H5.4m) ・子ども用プール (R4m×H0.7m) ・幼児用プール (R4m×H0.4m)
付帯施設	駐車場 90台(隣接する木曽三川輪中ミュージアムと共用) 駐輪場 100台

6 利用時間及び休館日

開館時間	・海津市立小中学校管理規則第4条第2項第3号に規定する夏季休業日の期間中 午前10時から午後9時まで
	・4月1日～小中学校夏季休業日前日まで ・9月1日～翌年3月31日まで 午後1時から午後9時まで ※最終入場時間は午後8時30分 ※屋外プールの開設期間は海津市立小中学校管理規則第4条第2項第3号に規定する夏季休業日の期間中で午前10時から午後6時までとする。
休館日	・月曜日(月曜日が祝日法による休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日)。 ただし、海津市立小中学校管理規則第4条第2項第3号に規定する夏季休業日の期間中を除く。 ※祝日法による休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

7 利用料金

指定管理者は、海津市体育施設条例第16条（平成17年海津市条例第87号。以下「条例」という。）の規定により、次の利用料金を自らの収入として収受することができます。利用料金は、条例の定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市の承認を得て決定します。

区 分	入場料(円)		備 考
一般 1人1回	市内	310	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4章に規定する小学校に就学前の者については、無料とする。ただし、保護者(18歳以上でその責任を負うことができる者をいう。)同伴の者に限る。 2 市内の年齢65歳以上の者で、高齢者である旨の身分証明書を携帯するものは、小・中学生と同額とする。 3 この表において「市内」とは、市内に住所を有する者及び市内に在学する者をいう。 4 コース貸切については、利用人数分の入場料を別途支払うものとする。
	市外	410	
一般 回数券11枚綴	市内	3,100	
	市外	4,100	
高校生 1人1回	市内	200	
	市外	310	
高校生 回数券11枚綴	市内	2,000	
	市外	3,100	
小・中学生 1人1回	市内	100	
	市外	200	
小・中学生 回数券11枚綴	市内	1,000	
	市外	2,000	
コース貸切		1,010 (1コース2時間まで)	

8 利用料減免

指定管理者は、条例第16条第3項の規定により、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により行うことができます。ただし、海津市体育施設条例施行規則第10条第3項第2号のエに定める利用者については、利用料金の全部を減免する取扱いをしていただきます。なお、利用料金の当該減免による減収分について、別途補てん等の措置は行いません。

第2 募集の内容

1 指定管理者に求める基本的な役割

本市は、今回の指定管理者の募集に当たり、本プールを従来の水泳・運動施設として適切に維持するだけでなく、プールを核とした「地域の健康・交流拠点」へと発展させ、新たな市民プールのあり方を実現していくことを目指しています。

指定管理者には、本プールの設置目的を十分に理解した上で、安全かつ適正な管理運営を行うとともに、従来の水泳や運動を行う施設としての機能を維持しながら、本プールが担う機能や役割をさらに発展させ、市民との多様な関わりを生み出す「地域の健康・交流拠点」としての新たな価値を生み出していくことを求めます。

特に、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に利用できる本プールの特性を生かし、市民の健康づくり、子どもの運動機会の確保及び居場所づくり、高齢者の介護予防、多世代交流等につながる取組を、相互に関連付けながら継続的に企画・実施するものとします。

また、指定管理者には、市の関係機関、学校、社会福祉協議会、地域団体、民間事業者等との継続的な連携体制を構築し、本プールを地域に開かれた施設として発展させ、地域全体で市民の健康づくりや交流を支える拠点としていくことを期待します。

2 指定管理者が行う業務内容

(1) 指定管理者は、次に掲げる業務を実施するものとします。

- ア 本プールの施設及び設備の維持管理並びに運営に関すること。
- イ 本プールの利用者への便宜の供与に関すること。
- ウ 本プールの利用促進及び利用者サービスの向上に関すること。
- エ 水泳教室その他のスポーツに親しむ機会を提供する事業に関すること。
- オ その他仕様書に定める業務。

(2) 健康づくり・交流拠点としての新たな取組

指定管理者は、既存事業を実施することに加え、本プールの使われ方や市民との関わり方そのものを発展させる視点を持ち、次の4つのテーマに沿った事業を実施してください。

ア 市民の健康増進

日常的な健康づくりや運動の機会を提供し、健康の維持・増進及び運動習慣の形成につながる事業。

イ 子どもの運動機会の確保・居場所づくり

子どもが安全・安心に運動やスポーツに親しむ機会を確保するとともに、安心して過ごせる居場所として活用できる事業。

ウ 高齢者の介護予防

高齢者が無理なく継続して運動や健康づくりに取り組める機会を提供し、介護予防及び健康寿命の延伸につながる事業。

エ 市民の居場所づくり、多世代交流

子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に集い、交流できる場として活用し、多世代のつながりを生み出す事象。

(3) 関係機関との連携

前項に掲げる事業の実施に当たっては、市の関係機関（高齢介護課、まちづくり協働センター等）をはじめ、社会福祉協議会、学校、地域団体、民間事業者等との連携を積極的に図るものとします。

（４） 自主事業の提案について

指定管理者は、本プールの設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を市に提案することができます。

自主事業を実施する場合は、あらかじめ市と協議し、その承認を得るものとします。

また、自主事業に係る経理については、指定管理業務に係る経理と区分して整理するものとします。

なお、上記（１）から（４）に掲げる各取組の具体的な内容、実施方法等については、別添「海津市市民プール管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとします。

３ 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げる管理の基準に基づいて本プールを管理してください。

なお当該管理の詳細については、別添仕様書に定めるとおりであり、その細目については、市と指定管理者との間において別途締結する協定で定めるものとします。

（１） 利用時間及び休館日

現状の利用時間及び休館日については、次のとおりです。

なお、自主事業その他の新たな取組の提案に伴い、利用者の利便性向上や地域ニーズへの対応のため利用時間及び休館日の変更を行う場合は、市との協議により変更を可能とします。

ただし、変更に伴い発生する費用は指定管理者負担とします。

ア 利用時間、休館日

（ア） 本プール内の利用時間、休館日は、第Ⅰの「６ 利用時間及び休館日」のとおりとします。

（２） 利用の禁止又は制限

指定管理者は、体育施設条例第５条の規定により、本プールの損壊その他理由によりその利用が危険であると認められるとき、又は本プールに関する工事若しくは施設の保守管理のためやむを得ないと認められるときは、区域を定めて、本プールの利用を禁止し、又は制限することができます。

（３） 利用料金

指定管理者は、体育施設条例第１６条の規定により、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として収受することができます。

利用料金は、体育施設条例に定める範囲内で、指定管理者があらかじめ市の承認

を得て決定します。なお、当該利用料金の額及び納付方法の詳細については、指定管理者に利用料金規程を定めていただくものとします。

4 市と指定管理者とのリスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、次の表のとおりとし、詳細については、両者の間において、別途締結する協定又は両者の協議で定めるものとします。

また、指定管理者は、損害賠償責任保険その他必要な保険に加入しなければなりません。

区 分		リスク負担者	
		市	指定管理者
プールの維持管理			○
施設の修繕	1箇所当たり30万円以上(※1)	○	
	1箇所当たり30万円未満(※1)		○
利用者及び周辺住民からの苦情、要望に対する対応			○
物価の変動	年度協定締結時において予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化による著しい物価の変動によるもの	○	
	上記以外のもの		○
金利の変動			○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
支払の遅延	市からの経費の支払遅延(指定管理者の責めに帰すべきものを除く。)に起因するもの	○	
	上記以外のもの		○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担		○	
災害による施設の損傷等	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	
災害等による施設の休館		○	
利用者等への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	

(※1) 指定管理者は、リスク分担にかかわらず、自らの申し出により、自己の費用と責任において、市の承認を得たうえで、プールの機能を向上させ、又は公共性の観点から必要と認められる各種工事を実施することができます。

5 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

6 指定管理者が行う業務に要する経費等

指定管理者が管理の業務を行うにあたって必要となる経費は、市が指定管理者に対して支払う指定管理料、指定管理者が施設の利用者から収受する利用料金その他管理業務関連収入によって賄うものとします。

(1) 指定期間中の指定管理料の上限額

指定管理料の額は、施設の維持管理費及び運営費、企画事業費その他の管理業務関連支出の見込み額合計から、利用料金、事業収入その他の管理業務関連収入の見込み額合計を差し引いて算出するものですが、市は、指定期間中の各年度に支払う指定管理料の上限額として、次に掲げる額を予定しています。

ア 指定期間中の各年度における指定管理料の上限額

(ア) 37,000千円(消費税及び地方消費税を含みます)

なお、指定期間中のいずれかの年度の指定管理料について、当該上限額を超える額を提案した申請団体は、選外とします。

(2) 指定管理料の支払方法

市と指定管理者との間において、別途年度ごとに締結する協定に基づき、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。その額が本業務の実施に要する費用に達しない場合においても、市は、原則として、指定管理料の追加の支払は行いません。

(3) 前受金の引継ぎ

指定期間終了後の施設の利用に係る利用料金をあらかじめ前受金として収受している場合には、指定期間終了の際、当該前受金を市に引き継いでいただきます。

ただし、市が認めた場合には、次期指定管理者に対して引き継ぐことができるものとします。

7 留意事項

(1) ホームページなどの開設や更新の準備について

令和9年4月1日の指定管理業務開始までに、本プールのホームページや SNS 等の開設や更新を行い円滑な業務開始に努めるものとします。

第3 募集から決定までのスケジュール

指定管理者の募集から決定までのスケジュールは、次のとおりです。

	内容	日程
応募	指定管理者募集要項の配布	令和8年 9月30日(水)～ 令和8年10月30日(金)
	募集内容に関する質問の受付	令和8年 9月30日(水)～ 令和8年10月16日(金)
	現地説明会の実施	令和8年10月13日(火)
	応募の受付	令和8年10月13日(火)～ 令和8年10月30日(金)
	面接審査(プレゼンテーション)の実施	令和8年11月5日(木)
指定 手 続 等	指定管理者選定の結果通知	令和8年11月中旬
	指定管理者の指定(市議会による議決)	令和8年12月下旬
	基本協定書の締結	令和9年3月
	前任者からの引継ぎ	令和9年1月～3月
	年度協定書の締結	毎年度4月1日
	指定管理者による管理運営の開始	令和9年4月1日

第4 申請に係る事項

1 申請資格

(1) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てを受けている者
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者
- ウ 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- エ 応募の日から、指定管理者の決定通知日までの間に、海津市において指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- オ 最近の2年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人(徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。)
- カ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成4年法律第77号)に規定する暴力団員である事業者又は法人でその役員に暴力団に該当する者のいる事業者
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している者

(2) 応募者の資格

- ア 応募者は法人(以下「応募法人」といいます。)又は法人の共同体(以下「共同体」といいます。)に限ります。
- イ 共同体で応募する場合は、代表法人(他の法人は構成法人とする。)を定めるものとします。
- ウ 代表法人は本プールの施設管理について、当該業務を遂行する責務を負うものとします。

2 申請手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年9月30日(水)から令和8年10月30日(金)までの毎日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号第3条に規定する休日(以下「市の休日」といいます。))を除きます。)午前9時から午後4時30分まで

イ 配布場所

海津市海津町高須515 海津市役所東館2階
海津市市民生活部文化・スポーツ課スポーツ推進係

ウ その他の入手方法

海津市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年9月30日(水)午前9時から令和8年10月16日(金)午後4時30分まで
(必着)

イ 受付場所

海津市海津町高須515 海津市役所東館2階
海津市市民生活部文化・スポーツ課スポーツ推進係

ウ 提出方法

別記様式Aによる指定管理者募集に関する質問票に記入の上、電子メール(bunkasupotsu@city.kaizu.lg.jp)若しくは、ファクシミリ(0584-53-1569)又は持参により提出してください。

エ 質問内容及び回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時海津市ホームページで公表します。

(3) 現地説明会

ア 開催日時

令和8年10月13日(火) 午後1時30分から

イ 開催場所

海津市市民プール

ウ 申込先

海津市海津町高須515 海津市役所東館2階
海津市市民生活部文化・スポーツ課スポーツ推進係

エ 申込方法

別記様式Bによる指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書に記入の上、
電子メール(bunkasupotsu@city.kaizu.lg.jp)若しくはファクシミリ(0584-
53-1569)又は持参により提出してください。

オ 申込期限

令和8年10月7日(水)午後4時30分まで

カ 申請を予定する場合には、必ず現地説明会に参加してください。募集要項等は事
前に用意し、当日お持ちください。参加人数は申請1団体につき2名までとします。

(4) 申請書類の受付

ア 受付期間

令和8年10月13日(火)から令和8年10月30日(金)までの毎日(市の休日を
除きます。)午前9時から午後4時30分まで

イ 提出書類

次の書類((シ)の書類は、共同体で申請する場合に限ります。)を提出してくださ
い。

なお、共同体で申請する場合に当たっては、(オ)から(ス)までの書類は、その構
成員に係るものを提出してください。

書類一式は、あらかじめ作成されているパンフレット等を除き、極力、製本あるい
はホチキス留め等せず、1部ずつファイル等に綴じてください。

(ア) 海津市公の施設指定管理者指定申請書(様式第1号)

(イ) 事業計画書(様式第2号)

(ウ) 収支計画書(様式第3号及び別記様式C)

※指定期間の年度ごとに作成してください。

(エ) 自主事業及び業務基準以上に実施する業務の実施計画書(別記様式D)

※「地域の健康・交流拠点」の実現に向けた基本的な取組、自主事業及び
業務基準以上に実施する業務について、具体的な提案を記載してください。

(オ) 申請団体概要書(別記様式E)

(カ) 定款、寄附行為その他これらに類するもの

(キ) 申請日前3か月以内に交付された法人の登記事項証明書(法人以外の団
体にあつては、代表者の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書)又は
その写し

(ク) 現事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近5事業年
度分の貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(当該財務諸表が無い事

業年度分を除きます。)(グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書)

- (ケ) 申請年度の直前の事業年度の団体の納税証明書(市町村税、県民税、法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明)
- (コ) 暴力団排除措置対象法人等でないことの誓約書(別記様式F)
- (サ) 株主(出資者)調書(別記様式G)
- (シ) 共同体構成員届出書(別記様式H)
- (ス) 誓約書(別記様式I又は別記様式Iの2(共同体用))

ウ 提出先

海津市海津町高須515 海津市役所東館2階
海津市市民生活部文化・スポーツ課スポーツ推進係

エ 提出方法

必ず持参により提出してください。

オ 提出部数

正本1部、副本12部(計13部)

カ その他留意事項

- (ア) 申請書類(官公署が交付する証明書を除きます。)の大きさは、日本工業規格A4判とし、ページ数を中央下部に表記してください。
- (イ) 申請書類の作成に当たっては、日本語、日本国の通貨単位及びメートル法を使用してください。
- (ウ) 申請に際して必要となる費用は、全て申請団体の負担とします。
- (エ) 提出された申請書類は、返却しません。
- (オ) 提出された申請書類の著作権は、その著作者に帰属するものですが、市が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用します。

3 申請の取下げ

申請書類の提出後に申請書を取り下げる場合には、事前に電話連絡の上、海津市市民プール指定管理者指定申請取下書(別記様式J)を郵便若しくは信書便又は持参により提出してください。

<連絡先・提出先>

〒503-0695

海津市海津町高須515 海津市役所東館2階
海津市市民生活部文化・スポーツ課スポーツ推進係
電話番号 0584-53-1536

第5 指定管理者候補者の選定手続

1 審査方法

(1) 海津市公の施設指定管理者選定委員会において、最も適合していると認められる団体を当該プールの指定管理者候補団体（以下「候補団体」という。）として選定します。

なお、事前に市民生活部文化・スポーツ課において、書類審査を行い、申請書類あるいはその内容に明らかに虚偽が認められたもの、募集の際に提示する市から支払う経費を 超えた収支計画書を提出したもの等については、失格とします。

候補団体は、市議会において議決を経た後に、指定管理者として正式に指定されますがその間に候補団体に事故等があった時には、選考されなかった申請者のうちから新たに選考を行う場合があります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合には、指定管理者として指定することはできないこととなります。この場合、候補団体はその損害賠償を市に対し請求することはできません。

ア 日時及び開催場所

11月5日（木）海津市役所内会議室（詳細は通知します。）

イ 審査

海津市公の施設指定管理者選定委員会の審査は、次の流れにより行います。

(ア) 申請団体によるプレゼンテーション

各申請団体が、制限時間15分の範囲内において、委員に対するプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションにおいて使用できる資料は、その申請団体が提出した申請書類及び当該申請書類の一部を拡大した説明用パネルに限られ、他の資料の提出又は提示、プレゼンテーション機器の使用等については認めません。

なお、プレゼンテーションの順序は、申請団体が申請書類を提出し、市が受け付けをした順とします。

(イ) 市及び委員からの質疑並びに申請団体の応答

市及び委員から申請団体に対して質疑を行い、申請団体の説明を求めます。この質疑応答の時間は、1申請団体当たり15分を目途とします。

2 審査基準

審査内容につきましては、次の基準により審査します。

審査項目	審査の観点	配点
施設管理の基本方針	・施設の設置目的を的確に理解した提案となっているか ・施設の管理運営方針に適合した提案となっているか	10
類似施設の管理実績	・類似施設を管理した実績がどの程度認められるか	5

利用者サービスの向上 及び健康づくり交流機能の充実	・利用者サービスの向上が図られているか。 ・利用者の平等利用が確保されているか。 ・「地域の健康・交流拠点」としての新たな市民プールのあり方を具体的に示しているか ・自主事業について、基本的な取組との区分を踏まえた具体的な内容が提案されているか。 ・利用者の増加につながる具体的な取組が示されているか。	30
施設の維持管理	・施設の維持管理水準は、市の求める業務水準をどの程度上回っているか。 ・環境の保全について適正に配慮されているか。	5
収支計画	・指定管理用の提案金額の多寡はどうか。 ・経費の縮減に向けた具体的な取組が示されているか。 ・利用者の増加等による収入の確保・増加に向けた取組が示されているか。 ・事業計画と収支計画の整合性が確保されているか。 ・収支計画の内容が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	15
組織・体制	・管理に当たる組織や人員体制は妥当であるか。 ・役割分担と責任体制は明確になっているか。 ・労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮はなされているか。 ・施設を現在管理している団体の従業員の雇用についての考え方はどうか。 ・障がい者や高齢者の積極的な雇用に努めているか。	10
危機管理	・利用者の安全確保対策は適切であるか。 ・事故・災害発生時の対応は適切であるか。 ・保険の加入計画は適切であるか。 ・個人情報保護や情報管理は適切であるか。	10
経営基盤	・申請団体の財務状況はどうか。 ・申請団体に対する金融機関等の支援体制はどうか。	5
地域連携	・市内からの雇用に配慮されているか。 ・市、学校、社会福祉協議会、地域団体、民間事業者等との連携について、具体的かつ実現可能な体制・取組が提案されているか。	10
合 計		100

3 指定管理者候補者の決定

審査終了後、市は公の施設指定管理者選定委員会の委員長から審査結果の報告を受け、速やかに指定管理者候補者を決定し、すべての申請団体に対してそれぞれの審査結果を通知します。

また、審査の結果は、海津市ホームページにおいて公表します。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定の議決

市は、指定管理者候補者を指定管理者として指定するため、その指定に係る議案を市議会へ提出し、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について地方自治法第244条の2第6項の議決を受けます。

(2) 指定管理者の指定

(1)の議決を受けた後、市は、速やかに指定管理者候補者に対して指定に係る通知を行います。

2 協定の締結

指定管理者の指定後速やかに、市と指定管理者は、指定期間を通じた包括的事項に係る「基本協定」を締結するものとします。

また、年度ごとの指定管理料の額、事業計画等について、指定期間中の各年度、当該基本協定とは別に「年度協定」を締結するものとします。

第7 公租公課の取扱い

指定管理者は、法令の定めるところにより、所要の公租公課を負担しなければなりません。このうち、国税及び地方税については、法人税、法人住民税及び法人事業税のほか、指定管理料に係る消費税及び地方消費税、事業所税などを負担しなければならないことがあります。具体的な取扱いについては、それぞれの業務を所管する官公署に確認してください。

第8 その他留意事項

1 指定管理者の指定の取り消し等

指定管理者が市の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、市は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

2 協定書に定めのない事項等の取扱い

締結した協定書に定めのない事項その他疑義の生じた事項については、市及び指定管理者の双方が誠意を持って協議するものとします。

3 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定管理者の指定の取消しにより、市又は次期指定管理者に管理の業務を引き継ぐ必要が生じたときは、その円滑な引継ぎに協力してください。

4 施設の維持管理に係るモニタリング

指定管理者による管理の適正を期するため、海津市公の施設モニタリング評価に関する実施要綱に基づくモニタリングに協力するものとする。

また、「地域の健康・交流拠点」としての取組については、事業の実施状況だけでなく、利用者数、利用者層、各テーマの参加者数、利用者満足度、リピート利用、地域・関係機関との連携状況等の把握に努め、取組の効果を検証し、必要に応じて事業内容の改善を図るものとします。具体的な評価指標及び目標値については、応募者の提案を踏まえ、事業計画及び年度協定等において整理するものとします。

第9 様式・添付資料

1 様式

別記のとおり

2 添付資料

- (1) 海津市市民プール管理運営業務仕様書
- (2) 海津市市民プール業務実施基準
- (3) 海津市体育施設条例(現行)
- (4) 海津市体育施設条例施行規則(現行)
- (5) 海津市市民プール施設平面図
- (6) 海津市市民プール備品等一覧表
- (7) 現在の利用料金表
- (8) 過去5年度の利用状況
- (9) 過去5年度の収支状況

第10 問い合わせ先

〒503-0695

海津市海津町高須515 海津市役所東館2階

海津市市民生活部文化・スポーツ課スポーツ推進係

電話番号 0584-53-1536

ファクシミリ番号 0584-53-1569
電子メールアドレス bunkasupotsu@city.kaizu.lg.jp